

月23日～25日までの2泊3日で研究を行なった。

(4) 研究対象

中学校用教科書のすべてについて行なうこととした本年度の研究対象となった教科書の種類数は次のとおりである。ただし、「研究員用見本」が研究委員会の実施期日までに、到着しなかった分については、はぶいた。

(5) 研究結果の処理

研究結果は、「昭和37年度使用教科書研究資料」(中学校用)としてまとめ、6月末に関係方面に配布して、採択の参考に供した。

教	科	発行数
国語		16種
書写		18
社会	(地理)	14
社会	(歴史)	14
社会	(政・経・社)	13
地図		4
数学		17
数学	(必修)	13
数学	(選択)	3
数学	(必選)	17
理科		15
音楽	(一般)	9
音楽	(器楽・合奏)	3
美術		8
保健・体育		13
技術・家庭	(男)	10
技術・家庭	(女)	11
英語		12
英語	(A)	6
英語	(B)	5
英語	(C)	10
農業		6
工業		4
商業		9
水産		1
家庭		5
計		256 (469冊)

2 教科書センターの増設

本県には従来15カ所に教科書センターがあったが東白川出張所管内には、これがなく、石川出張所管内と合同で、「石川教科書センター」を利用していた。このことについては、地元から不便を訴える声が大きく、本年度は、県費をもって、棚倉町に「棚倉教科書センター」を設置した。

3 昭和37年度使用教科書の採択

(1) 採択の方針

① 一般方針

1 福島県市町村教育委員会連絡協議会は、県教育委員会と共同して教科書研究委員会を設け、教科書の研究を委嘱し、その成果(以下「教科書研究資料」という)を参考資料として各関係者に提示する。

2 各郡市教育委員会連絡協議会は、教科書選定協議会を設け、地域の実情に即した教科書を各教科科について、1種類ないし数種類を選定して、これを推薦する。

3 「2」により選定された教科書(以下「推薦教科書」という)は、各郡市教育委員会連絡協議会の名において、展示会終了後に各市町村教育委員会を経て、各学校に通知する。

4 各学校長は、推薦教科書、教科書研究資料ならびに後記教科書選定基準を参考として、最適と認められるものを選び、市町村教育委員会に具申する。

5 市町村教育委員会は、各学校長の具申を考慮して、採択を決定する。

② 教科書選定協議会(以下「協議会」という)の運営方針

1 選定の一般方針

(1) 小学については、原則として昨年度に選定した教科書を継続して選定する。ただし、新版および特に必要のある場合はこの限りでない。

(2) 中学校については、すべて新版であるので特に慎重に比較研究のうえ選定する。(音楽<器楽・合奏>、農業、工業、商業、水産、家庭を除く)

2 協議会の組織

(1) 協議会は、郡市教育委員会連絡協議会の代表および校長、教諭よりなる若干名の委員をもって組織する。

(2) 協議会のもとに各教科ごとに専門委員会を設ける。

(3) 各専門委員会は、校長、教諭、学識経験者等よりなる数名の専門委員をもって組織する。

(4) 専門委員は、各教科の専門的な見識にすぐれているとともに、特に公正な人物をもってあてるように留意する。なお、中学校についてはできる限り各学校から1名以上委嘱するように配慮する。

3 選定の手順

(1) 協議会は、現場の教職員の希望を反映させるため、あらかじめ各学校に選定希望教科書名